

霧島市条例第47号
令和7年12月18日

霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年霧島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）並びに第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、終了」を「開始及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条第1項中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）及び第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。